

公告

令和8年2月1日

大健公告第131号

ダイワボウ健康保険組合

理事長 南城 秀樹

任意継続被保険者の標準報酬月額について

健康保険法第47条の規定により、当組合の任意継続被保険者の標準報酬月額は、下記のとおりであることを公告いたします。

記

1. 令和7年9月30日現在の平均標準報酬月額：341,373円
2. 令和8年度における標準報酬等級：24等級 340,000円
3. 適用年月日：令和8年4月1日

以上